3．埋蔵文化財に関する取り扱いについて

「埋蔵文化財」とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、遺跡のことをいいます。

これまで、市内の畑や開発計画地から土器や石器などの「遺物」や過去の発掘調査により住居址や土坑などの「遺構：昔の建築物の基礎のあと」などが羽村市でも発見されています。

埋蔵文化財包蔵地内では、建物を建てる場合や工事を行なう場合などは、羽村市教育委員会との協議により、埋蔵文化財保護の観点から適切な手続きを行なう必要があります。

このことから、羽村駅西口土地区画整理事業区域内には、３つの埋蔵文化財包蔵地がありますので、これまで教育委員会と協議を重ね、調査を行なう区域とそうでない区域を区分しています。

なお、今後、街路築造計画や建物移転計画を実施していく際には、関係権利者の皆様と協議してまいります。

羽村駅西口土地区画整理事業区域内には、3つの埋蔵文化財包蔵地が存在します。

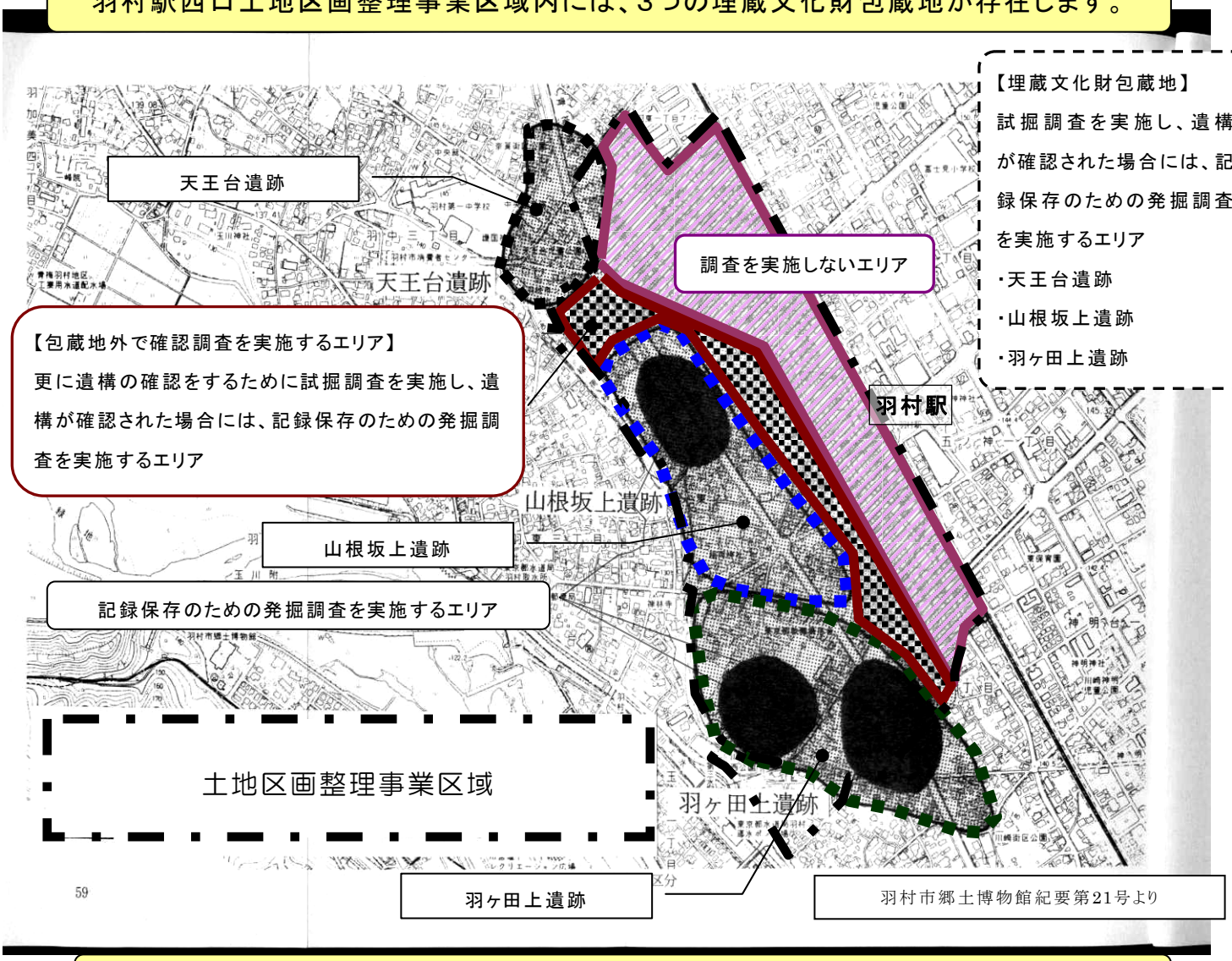

埋蔵文化財調査は、土地区画整理事業に起因した改変のため、原則として、施行者である羽村市（教育委員会と調整）が実施いたします。

羽村駅西口駅前周辺整備について

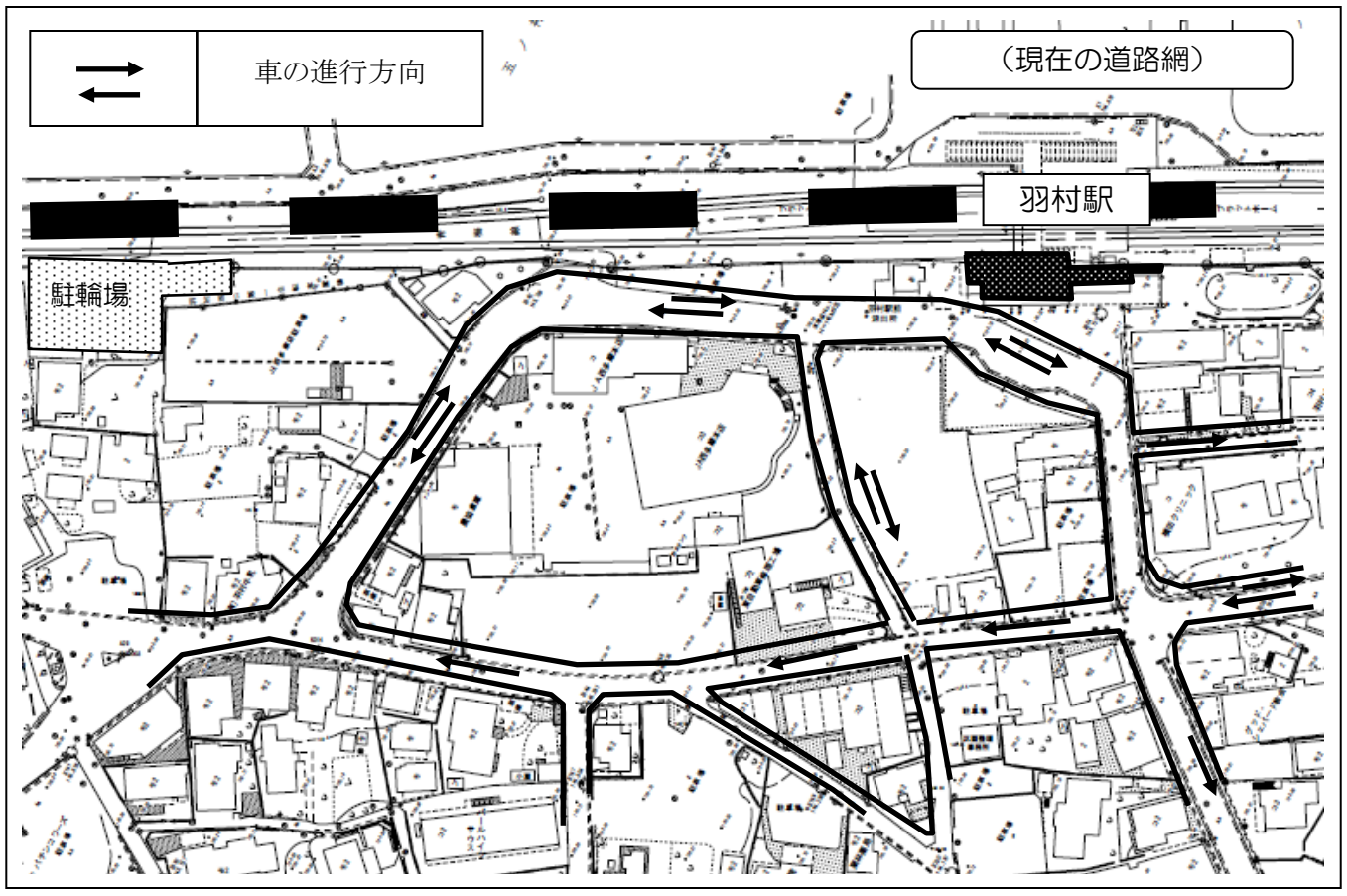

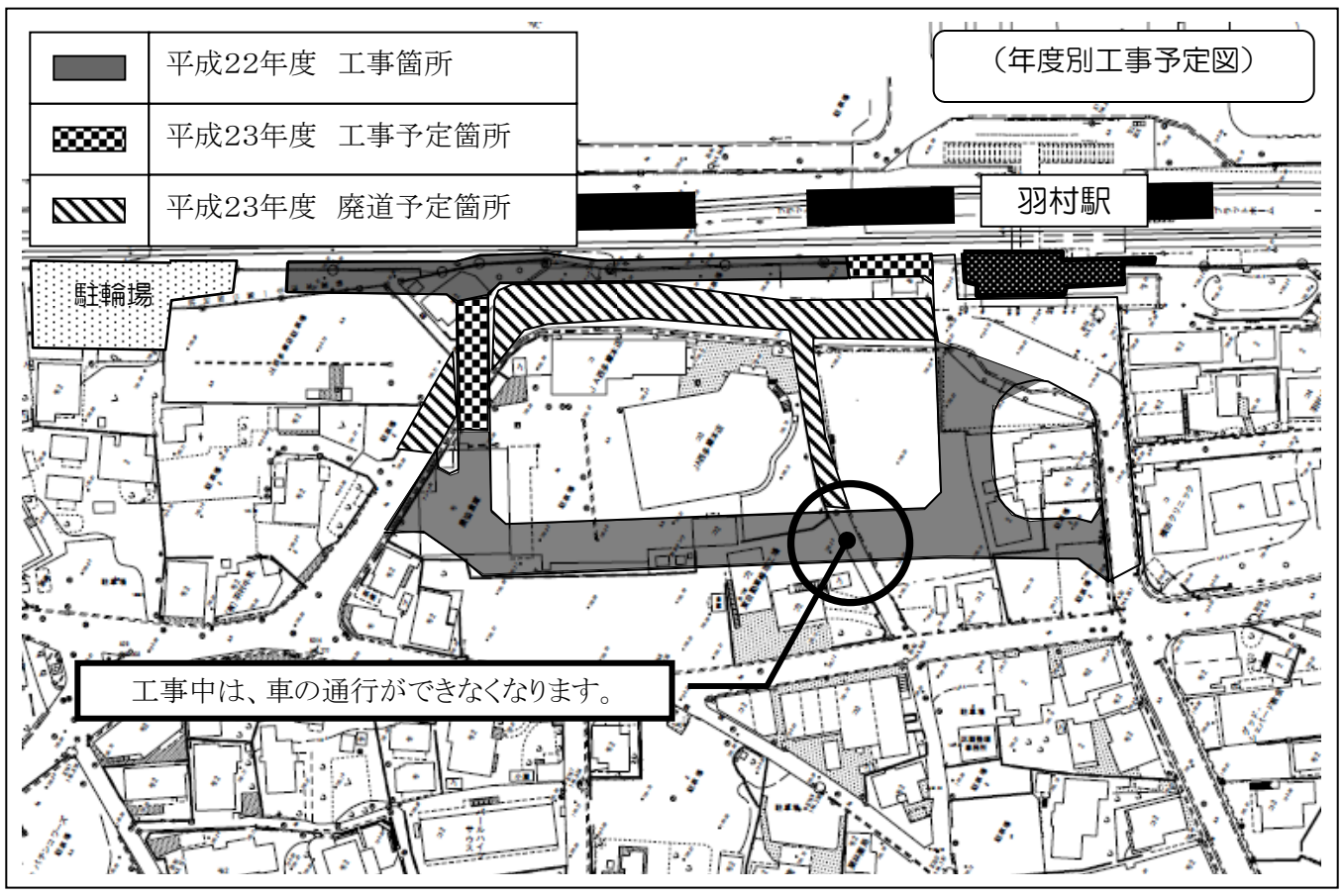

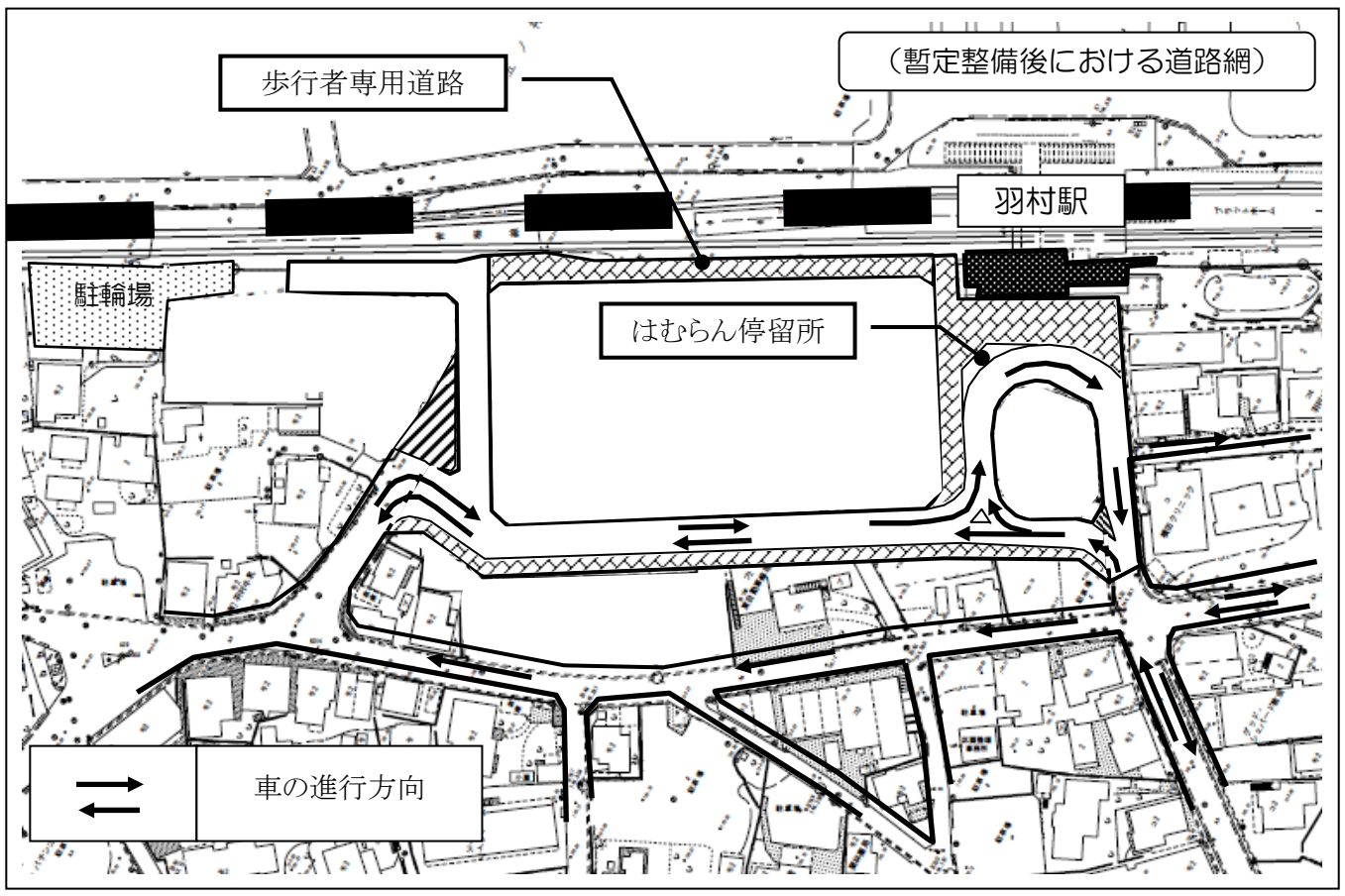

羽村駅西口駅前周辺整備について、お知らせいたします。

平成22年12月の上旬から、駅前周辺街区の形成のため、道路等築造工事の実施を予定しております。この工事に伴い、今後、現在の交通処理が変更されますのでご注意ください。なお、道路築造工事完了後における交通規制等の確認を踏まえ、切り替え時期を平成23年中に予定しております。

【工事名称】区画道路築造第2号・特殊道路築造第1号及び交通広場暫定整備工事

【工事期間】平成22年12月の上旬から3月の中旬を予定しています。

※　工事期間中は、何かとご不便をお掛けしますが、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

5．公金支出差止請求事件について

最高裁、西口土地区画整理事業への公金支出の適法性認める

平成 14 年 11 月に一部の西口住民等から提訴されていました羽村駅西口土地区画整理事業に対する「公金支出差止請求事件」について、平成 22 年 9 月 30 日、最高裁判所は原告側の上告を棄却する決定をしました。

これにより、原告側の訴えが退けられ、羽村駅西口土地区画整理事業への公金支出の適法性が認められました。

この裁判は、平成 14 年 11 月、本事業に関する公金支出の差し止め等を求め一部の住民等が訴えをおこしたもので、一審の東京地方裁判所及び二審の東京高等裁判所は、「羽村駅西口土地区画整理事業に係る公金支出の住民監査請求は、対象が特定されていないことから（住民監査請求は）不適法である」との理由で、内容を審理せず訴えを退けてきました。

住民らは二審の判決を不服として上告し、平成 18 年 4 月 25 日の最高裁判所の判断で「提出された資料等を総合的に判断して特定の行為であることを認識することは可能である（支出内容を特定し審理しなさい）」として、「東京地方裁判所に差し戻す」旨の判決がありました。

この結果を受け改めて裁判所において住民監査請求に基づく公金の支出について審理されてきましたが、差し戻し後の一審、二審とも「羽村駅西口土地区画整理事業に関する一切の公金支出の差止め」の訴えを、いずれも却下・棄却し、去る9月 30 日に、最高裁判所が上告を棄却し原告側の訴えを退ける決定をくだしました。

この判決により、羽村駅西口土地区画整理事業の高い公共性・公益性が認められた上で、事業への公金支出が適正に執行されていることが認められたものです。

市では、本事業を最重要施策の一つとして位置づけており、引き続き事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【最高裁判所調書決定（写）抜粋】

主　　文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理　　由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，違憲及び理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成２２年９月３０日

最高裁判所第一小法廷

※ 裁判所の判決文の写しは、区画整理管理課又は羽村駅西口土地区画整理事務所でご覧になることができます。

お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開　所　日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1－29－35

【電話番号】(042)570－7474

○羽村駅西口個別説明事務所

【開　所　日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日　午前９時～午後５時

②火・木曜日　午前９時～午後８時

【所在地】羽村市羽東1－14－1

TEL(042)554－9026

※　祝日は、閉所します。

R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています